

令和2年第2回定例会（12月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

令和2年12月2日
総務部

【予算関係】

- 資料1 令和2年度12月補正予算に関する説明資料
(財政課)
- 資料2 県人会ネットワーク化推進事業に係る債務負担行為の設定について
(総務課)
- 資料3 広報事業に係る債務負担行為の設定について
(広報広聴課)

【議案関係】

- 資料4 「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第200号）
(人事課)

資料1 (予算関係)

令和2年12月2日
財政課

令和2年度12月補正予算
に関する説明資料

(議案第192号)

令和2年度12月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料	14,372	畜産業手数料 9,000 (5,679 → 14,679) 河川海岸使用料 5,842 (487,643 → 493,485)	河川海岸手数料 △ 470 (1,008 → 538)
9 国庫支出金	995,257	地域医療介護総合確保事業費 1,168,755 (322,787 → 1,491,542) 災害関連緊急治山対策費 33,333 (88,000 → 121,333)	職員費(教育費負担金) △ 249,006 (14,010,832 → 13,761,826)
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金	△ 1,029,855	地域医療介護総合確保基金繰入金 94,116 (2,122,481 → 2,216,597)	財政調整基金繰入金 △ 1,123,971 (8,492,851 → 7,368,880)
13 繰越金			
14 諸収入	△ 6,927		給与費(下水道マネジメント推進課分) △ 7,033 (182,500 → 175,467)
15 県債	16,900	災害関連緊急治山事業費 15,000 (50,400 → 65,400) 農業用施設災害復旧事業費 1,900 (37,000 → 38,900)	
合 計	△ 10,253	680,168,623→680,158,370	

令和2年度12月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費	△ 28,587		職員報酬費 △ 28,160 (625,268 → 597,108)
2 総務費	67,553	国内定期航空路線緊急支援事業 104,919 (0 → 104,919)	職員給与費 △ 34,617 (9,717,707 → 9,683,090)
3 民生費	1,743,956	地域医療介護総合確保基金積立金 1,753,133 (484,677 → 2,237,810)	職員給与費 △ 9,177 (2,201,445 → 2,192,268)
4 衛生費	260,329	新興感染症対策事業 144,500 (5,348,824 → 5,493,324) 医療保健福祉計画推進事業 71,497 (9,111 → 80,608) 医療提供体制整備費補助事業 33,116 (150,705 → 183,821)	職員給与費 △ 33,438 (2,943,693 → 2,910,255)
5 労働費	△ 29,320		職員給与費 △ 29,320 (625,941 → 596,621)
6 農林水産業費	△ 82,461	災害関連緊急治山等事業 50,000 (144,000 → 194,000) CSF等緊急防疫対策事業 46,557 (56,864 → 103,421)	職員給与費 △ 181,150 (6,362,747 → 6,181,597)
7 商工費	14,327	職員給与費 14,327 (2,111,746 → 2,126,073)	
8 土木費	△ 172,711		職員給与費 △ 172,711 (4,208,791 → 4,036,080)
9 警察費	△ 248,344		職員給与費 △ 248,344 (20,102,147 → 19,853,803)
10 教育費	△ 1,556,064	修学旅行キャンセル料等支援事業 24,002 (0 → 24,002) 建設事業周辺家屋調査補償事業 18,279 (11,013 → 29,292) 私立学校修学旅行キャンセル料等支援事業 6,760 (0 → 6,760)	職員給与費 △ 1,603,586 (87,514,501 → 85,910,915)
11 災害復旧費	21,069	農地・農業用施設小災害支援事業 21,069 (19,900 → 40,969)	
12 公債費			
13 諸支出金			
14 予備費			
合計	△ 10,253	680,168,623 → 680,158,370	

令和2年度12月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳	
1 人 件 費	△ 2,326,073	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 人動及び実績に基づく補正 【人動の概要】 ①期末手当（特別職△0.05月（年間3.25月→3.20月）） ②期末手当（一般職△0.05月（年間4.35月→4.30月）） </div>	知事部局等給与費 △ 477,422 (29,174,610 → 28,697,188) 教育委員会給与費 △ 1,605,105 (87,538,355 → 85,933,250) 警察本部給与費 △ 248,344 (20,108,495 → 19,860,151)	
2 物 件 費	52,102	C S F等緊急防疫対策事業 42,744 (2,829 → 45,573) 救急医療対策事業 2,206 (43,085 → 45,294)		
3 その 他の 行政 経費	扶 助 費	21,423	措置入院医療費 21,423 (22,431 → 43,854)	
	補 助 費 等	324,987	新興感染症対策事業 164,337 (1,742,130 → 1,906,467) 国内定期航空路線緊急支援事業 104,919 (0 → 104,919)	
	積 立 金	1,753,133	地域医療介護総合確保基金積立金 1,753,133 (484,677 → 2,237,810)	
	投 資 及 び 出 資 金			
	貸 付 金			
4 維 持 修 繕 費				
5 補 助 投 資 事 業 費	143,106	医療保健福祉計画推進事業 71,497 (0 → 71,497) 災害関連緊急治山等事業 50,000 (144,000 → 194,000)		
6 単 独 投 資 事 業 費				
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費				
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費	21,069	農地・農業用施設小災害支援事業 21,069 (19,900 → 40,969)		
9 国 直 轄 事 業 負 担 金				
10 公 債 費				
11 繰 出 金				
合 計	△ 10,253	680,168,623→680,158,370		

県人会ネットワーク化推進事業に係る債務負担行為の設定について

令和 2 年 1 2 月 2 日
総 務 課

1 目 的

札幌市に設置した「あきた情報プラザ」を拠点に、北海道における県人会活動の活性化や相互交流の促進、秋田の情報発信を行う。

【施設の概要】

場 所：札幌市中央区大通西一丁目 1 4 - 2 「桂和大通ビル 5 0」地下 1 階
 面 積：6 9 . 3 7 m² (2 0 . 9 8 坪)
 機 能 等：県人会員等の交流スペース、物産展示・販売、観光情報の提供
 開 所：平成 2 3 年 7 月 6 日
 運 営：秋田県人会北海道連合会へ委託

2 債務負担行為限度額	2, 2 3 1 千円	(⊖ 2, 2 3 1 千円)
内 訳		
(1) 入居施設使用料	2, 1 1 2 千円	
(2) 看板使用料 (4 か所)	1 1 9 千円	

3 債務負担行為を設定する理由

現在締結している賃貸借契約に基づき、契約期間満了の 3 か月前に当たる 1 2 月末日までに契約継続の意思表示を行う必要があるため。

(参考)

1 あきた情報プラザの運営委託先（秋田県人会北海道連合会）の概要

- ・発 足：昭和50年
- ・所属県人会数：9団体（札幌、釧路、旭川、苫小牧、稚内、岩見沢、帯広、函館、小樽）
- ・会 員 数：約1,200人（令和2年7月現在）

2 あきた情報プラザの令和2年度事業の主な内容

- ・新たにホームページを立ち上げ、県人会や、取り扱う物産の情報発信を強化
- ・ブログも開始して、日常の一コマを親しみやすい表現で発信
- ・県産品の販売や物産情報の提供
- ・観光情報の提供

3 その他

○ あきた情報プラザ来場者数

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
来場者(人)	3,059	4,640	4,885	5,512	5,620	4,978	5,073	4,994	4,788

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、4/22～5/31の期間休業し、4月から10月までの来場者数は、約60%減少している。（前年度の3,001人に対して、今年度は1,245人）

○ あきた情報プラザ交流スペース利用者数

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
利用者(人)	147	242	211	182	127	126	56	186	138

※ 令和2年度における4月から10月までの利用者数は、倍増している。（前年度の85人に対して、今年度は184人）

広報事業に係る債務負担行為の設定について

令和2年12月2日
広報広聴課

1 事業の目的

県政情報を分かりやすく伝え、県民との情報共有を図るとともに、県政への参画と協働による取組を促すため、様々な媒体を活用した広報を実施する。

2 債務負担行為限度額 54,608千円
(\oplus 3,841千円、 \ominus 50,767千円)

内 訳

役務費	18,535千円
委託料	36,073千円

- (1) 全戸配布広報紙 35,835千円
県の施策等を詳しく紹介する県政特集を中心に、各種手続や催しに関する情報なども併せて発信する。
年6回発行(奇数月)、8ページ、413千部印刷・配布
- (2) 新聞広報 6,091千円
県の施策等を取り上げる特集記事などを、地元紙に掲載する。
年4回掲載(四半期ごと)、全5段(テレビ面)
- (3) テレビ広報 9,614千円
県の施策と関連する地域の活性化を目指す取組などを紹介する。
民放3局、年12回(月1回)放送
- (4) ラジオ広報 977千円
各種事業の取組や催しに関する情報などを紹介する。
民放FM1局、年2.4回(月2回)放送
- (5) ソーシャルメディア 2,091千円
県の施策と関連する若者の取組などを、「note」を使って紹介するとともに、情報発信力の向上のため、職員研修を行う。
外部のライターによる記事投稿 年12回(月1回)
広報広聴課職員による記事投稿 //
- 職員研修 3回

3 債務負担行為を設定する理由

新年度当初から、各媒体を活用して広報を実施するためには、今年度中に受託者の決定や契約手続を行い、放送枠や掲載枠の確保、制作や編集等を行う必要があるため。

広報事業 債務負担行為限度額・事業内容
(前年度との比較)

	令和3年度	令和2年度
(1) 広報紙	35,835 千円	35,997 千円
	発行回数 年6回(奇数月) 仕 様 A4、8ページ、カラー 発行部数 413,000部	発行回数 年6回(奇数月) 仕 様 A4、8ページ、カラー 発行部数 414,000部
(2) 新聞広報	6,091 千円	5,478 千円
	発行回数 年4回(四半期ごと) 仕 様 全5段、テレビ欄、2色 掲 載 紙 秋田魁新報、北羽新報、北鹿新聞	発行回数 年6回(偶数月) 仕 様 全5段、テレビ欄、白黒 掲 載 紙 秋田魁新報
(3) テレビ広報	9,614 千円	13,750 千円
	放送局 ABS、AKT、AAB 放送回数 各局・年12回(月1回) 放送時間 各局・固定枠、3分30秒(5分枠)	放送局 ABS、AKT、AAB 放送回数 各局・年24回(月2回) 放送時間 18:55~19:00、3分30秒(5分枠)
(4) ラジオ広報	977 千円	2,117 千円
	放送局 FM秋田 放送回数 年24回(月2回) 放送時間 7:50頃~、3分(読み上げ形式)	放送局 FM秋田 放送回数 年52回(週1回) 放送時間 7:50頃~、3分(対談形式)
(5) ソーシャル メディア	2,091 千円	0 千円 (当初予算:3,141千円)
	記事投稿 外部のライター 年12回(月1回) 広報広聴課職員 年12回(月1回) そ の 他 職員研修(3回)	記事投稿 外部のライター 年22回 (9月補正後:年18回) そ の 他 ウェブ広告、職員研修(3回)
計	54,608 千円	57,342 千円
財源内訳	特定財源 3,841 千円 (対前年比 △1,172千円 △23.38%)	特定財源 5,013 千円
	一般財源 50,767 千円 (対前年比 △1,562千円 △2.98%)	一般財源 52,329 千円

下線：事業内容を変更する箇所

「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」について
（議案第200号）

令和2年12月2日
人 事 課

1 改正理由

職員の勤務の実態に鑑み、社会福祉業務手当について月額で支給する場合の支給限度額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

社会福祉業務手当について、人事委員会規則で定める職員（※）にあつては、勤務1月につき20,000円（現行11,800円）を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を支給することとする。（第4条関係）

※ 福祉相談センターに勤務する身体障害者福祉司又は知的障害者福祉司である職員、児童相談所に勤務する職員及び女性相談所に勤務する職員

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(社会福祉業務手当) 第四条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき六百五十円 (人事委員会規則で定める職員にあつては、勤務一月につき二万 円) を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p>	<p>(社会福祉業務手当) 第四条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき六百五十円 (人事委員会規則で定める職員にあつては、勤務一月につき一 千八百円) を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p>